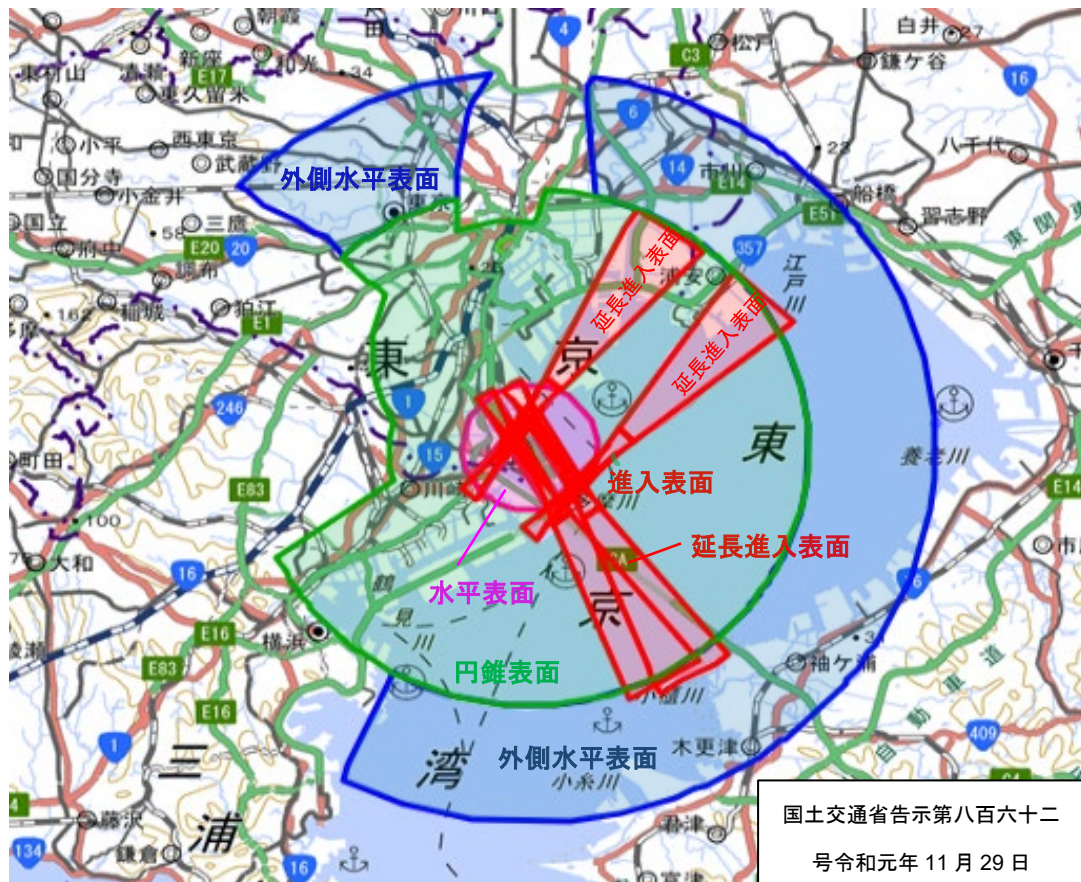


～東京空港事務所からのお知らせ～

東京国際空港（羽田空港）周辺における高さの制限について



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。(承認番号 令元情複、第 811 号)

- ◆ 東京国際空港（羽田空港）周辺では、航空の安全を確保するため一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり、上図の区域にて制限表面（高さ制限）を設けています。対象区域では、原則として制限表面を超えた物件等設置を行う事はできません。（航空法第 49 条及び第 56 条の 3）
下記ボタンをクリックし、**制限高の確認**をお願いいたします。

 **【羽田空港高さ制限回答システム】** 

※「羽田空港 高さ制限」で検索してください。

- ◆ 設置する物件等によっては航空機の運航への支障有無、航空障害灯の設置要否を判断する必要がありますので、物件設置の計画段階で下記窓口までご連絡ください。なお、物件等にはTVアンテナ・看板・電線・電信柱等の恒常物件、工事用クレーン等の仮設物件、樹木も該当します。

○制限高を超える又は制限高に近接する物件の設置について

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 空港振興課

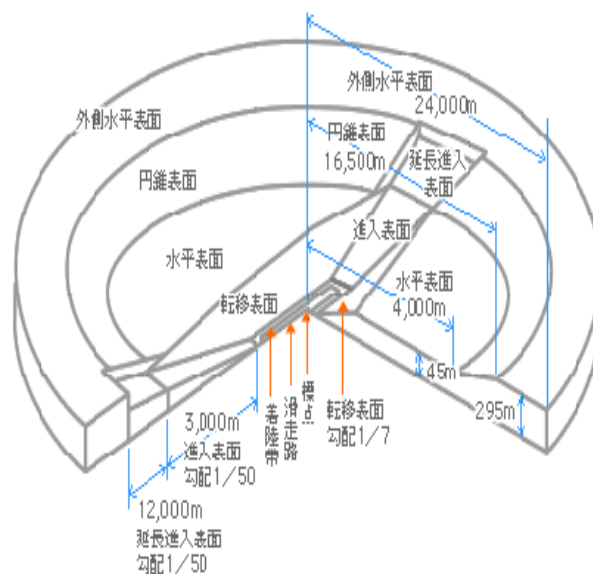
E-mail : cab-rjtt-kushin2@gxb.mlit.go.jp TEL:03-5757-3002

※無人航空機（ドローン等）の飛行（航空法第 132 条の 85）や気球・花火・風揚げ等の航空機の飛行に影響を及ぼす恐れのある行為に係る許可申請等について（航空法第 134 条の 3）は、下記窓口までご連絡ください。国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官（東京 FAIB）

E-mail : cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp TEL:050-3198-2865

航空法による高さの制限について

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、下図のような制限表面を設定しております。



(1) 進入表面(航空法第2条第8項)

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

(2) 水平表面(航空法第2条第9項)

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円で囲まれた部分。

(3) 転移表面(航空法第2条第10項)

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

(4) 延長進入表面(航空法第56条第2項)

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方（勾配50分の1）への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。

(5) 円錐表面(航空法第56条第3項)

水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面の対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

(6) 外側水平表面(航空法第56条第4項)

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

■制限表面の高さを超える物件について

制限表面を超える高さの物件（建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工所用クレーン等の仮設物件、樹木も含む）を設置することは**航空法で禁止**されています。（航空法第 49 条及び第 56 条の 3）これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合、所有者は除去を求められ、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。（航空法第 150 条）

※参考

東京国際空港周辺の下記エリア（全域又は一部）においては、航空法で高さ制限が設定されています。

東京都

足立区・板橋区・江戸川区・大田区・葛飾区・北区・江東区・品川区・渋谷区・新宿区・杉並区・墨田区・世田谷区・台東区・千代田区・中央区・豊島区・中野区・練馬区・文京区・港区・目黒区・武蔵野市

神奈川県

川崎市・横浜市

千葉県

市川市・市原市・浦安市・木更津市・君津市・袖ヶ浦市・習志野市・富津市・船橋市

詳細については、ホームページ「羽田空港高さ制限回答システム」にてご確認ください。

■航空障害灯の設置について

- ①高さ 60m以上の物件
 - ②進入表面・転移表面又は水平表面に近接（6m以内）する物件
 - ③航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの
- 上記のものは航空障害灯の設置が義務付けられています。（航空法第 51 条）

【問い合わせ窓口】

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 空港振興課

E-mail : cab-rjtt-kushin2@gxb.mlit.go.jp

TEL:03-5757-3002(平日 9:30～12:00 及び 13:00～17:00)